

# 危険な空き家の解体撤去費助成制度を創設しました!!

市では、市民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図るため、条例に規定された助言・指導等を受けた危険空き家に対し、解体及び撤去に係る経費等の一部助成が行えるよう、補助金制度を創設しました。

本年7月1日から施行し、概ね3年間を目途として空き家対策の強化を図っていく予定です。



## 補助金制度の概要

### 解体撤去経費

- 対象要件＝市内の解体工事業者が解体撤去工事を行うこと
- 補助金額＝解体撤去費用の3分の1（上限30万円）
- 応募件数＝50件（※予算額に達した時点で終了）

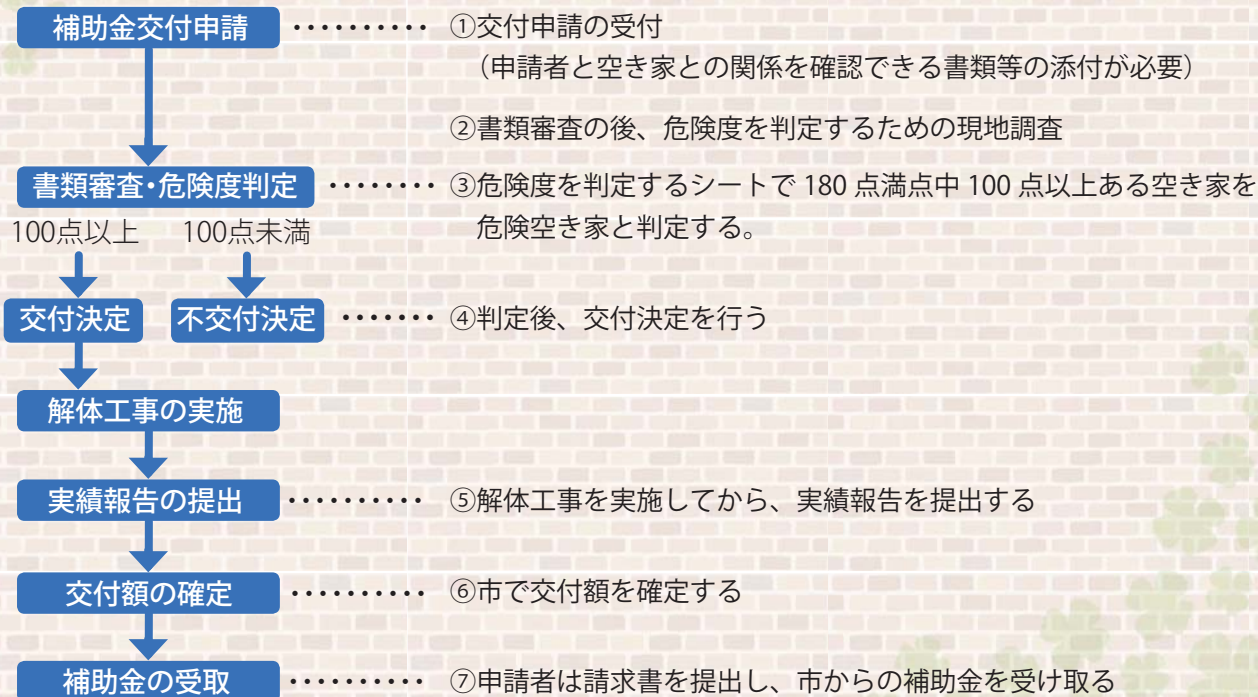
### 緊急対策経費

- 対象要件＝特に危険度が高く、緊急な対応を必要とする空き家
- 補助金額＝安全対策に必要な措置を講ずるの経費の2分の1（上限10万円）

## 補助金の交付申請から受取までの流れ

補助金を希望する人は、まず市安全安心課にご相談ください。補助金制度について市から説明を行うとともに、解体等を実施したい空き家の状況の聞き取りを行います。補助金の交付に該当する場合は、次の流れに従い、申請書等を提出して頂くことになります。

※注意：この補助金は、危険な空き家に対する解体工事等の補助制度のため、全ての空き家に適用できるものではなく、一定の危険度が認められる空き家に対して補助を行います。



近年、新聞報道等でも取り上げられていますが、全国各地で老朽化した空き家が引き起こす問題と、その対策に注目が集まっています。本市も他の地域と同様で、危険な状態の空き家が問題となっており、平成24年度には「鹿屋市空き家等の適正管理に関する条例」を制定しました。これにより現在では、管理不全な状態の空き家の管理者等に対し、適正な管理をお願いしています。これに加え本年7月から、倒壊等の危険がある空き家に関して、解体撤去工事費用の一部を補助する制度を創設しました。空き家は、所有者等の財産です。周辺に住んでいる皆さんの安全・安心を確保するためにも、所有者の人は、近隣住民の迷惑にならないよう空き家の適正な管理をお願いします。

【問い合わせ】  
市安全安心課  
☎0994-311124

# 空き家を適切に管理しましょう

市内の空き家の状況

空き家の管理は所有者の責任です

所有者への要請

近年、高齢化などの社会的要因をはじめ、相続や経済的な問題などの理由から、近隣の住宅や歩行者に被害を及ぼす恐れのある管理不全な状態の空き家が増加しており、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

空き家は個人の財産であり、日常的な維持管理をはじめ、空家家の管理は所有者の責任です。市では、条例に基づき、管理不全な空き家として把握した建物で、所有者等が特定できたものについて、適正な管理をして頂くよう助言書や指導書、勧告書を送付し、それでも改善がなされない場合は、命令書の送付や所有者等の住所氏名等を公表することとしています。

め解体や撤去などは、原則として所有者等が適正に管理しなければなりません。

